

募集要項

【企画競争方式】

件名：2014年度第1回
開発途上国の社会・経済開発のための
民間技術普及促進事業

2014年8月28日
独立行政法人国際協力機構
民間連携事業部

目次

第1 事業の背景・目的	1
1. 事業の背景.....	1
2. 事業の目的.....	1
第2 募集内容	2
1. 案件名.....	2
2. 参加資格要件等.....	2
3. 募集件数.....	3
4. 応募勸奨分野.....	3
第3 選考の流れ	4
1. 全体スケジュール.....	4
2. 企画書の提出.....	4
3. 提出された企画書の扱い.....	6
4. 本制度の対象外となる提案.....	6
5. 競争参加資格審査.....	6
6. 企画書の選定結果（仮採択・不採択）の通知.....	7
7. 仮採択案件の公表.....	7
8. 相手国政府の意向確認.....	8
9. 契約交渉.....	8
10. お問い合わせ.....	9
第4 本事業の内容	10
1. 本事業対象国.....	10
2. 本事業対象分野.....	11
3. 本事業の内容.....	11
4. 本事業実施期間.....	13
5. 本事業経費.....	13
6. 仮採択後及び本事業実施中の提出物.....	13
7. 本事業実施上の条件.....	14
第5 本事業費用負担区分	16
(別添資料)	18
経理処理ガイドライン	
様式 1. 見積金額内訳書	
様式 2. 見積金額内訳明細書	

- 様式 3. 書類受領書
- 様式 4. 企画競争申込書
- 様式 5. 提案者情報
- 様式 6. 企画書
- 様式 7. 情報シート（全省庁統一資格審査結果通知書を有している場合）
- 様式 8. 資格審査申請書（全省庁統一資格審査結果通知書を有していない場合）

その他様式 1. 契約書（案）（附属書 I～IV 含む）

その他様式 2. 審査基準

その他様式 3. 質問書

その他様式 4. 協議議事録雛形

Q&A（よくあるご質問と回答）

第1 事業の背景・目的

1. 事業の背景

開発途上国の経済成長と持続的な社会発展・貧困削減における民間企業の役割は重要であり、JICAでは2008年の民間連携室設立以降、協力準備調査（BOP ビジネス連携促進、PPP インフラ事業）、中小企業連携促進基礎調査等を開始し、開発に資する民間企業の途上国での事業展開計画策定等を支援してきました。

2012年度には、外務省予算「政府開発援助海外経済協力事業委託費」（以下、「外務省委託事業」）により、中小企業の優れた製品・技術・経験を活かし途上国の開発課題の解決を行うことを目的とした「ニーズ調査」、「案件化調査」、「途上国政府への普及事業」を、更に2012年度補正予算（JICA運営費交付金）により、中小企業の技術及び製品の現地適合性のより一層の向上等を目的とした「民間提案型普及・実証事業」を実施しています。これらの事業を通じ、我が国民間企業の技術・ノウハウ・製品等が途上国の開発に有効であることが改めて確認されてきています。

また、2013年5月の経協インフラ戦略会議で決定された「インフラシステム輸出戦略」において、「企業のグローバル競争力強化に向けた官民連携の推進」及び「先進的な技術・知見等を活かした国際標準の獲得」等が重点として掲げられました。具体的には、「機器」の輸出のみならずインフラの設計、建設、運営、管理を含む「システム」として捉えると共に、我が国が強みを有する分野について国際標準の獲得に向けた戦略的取り組みを強化していくことが重要であり、公的機関だけではなく、民間も含む我が国の技術力や質の高いサービスの理解を促していくことが求められています。

このような背景から、中小企業のみならず、様々な分野の民間企業、公益法人等との連携を通じ、我が国民間の優れた技術や事業経験等を途上国の開発課題解決に活用するために本「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」を実施するものです。

2. 事業の目的

我が国民間企業等の製品・技術やノウハウ、及びこれらを包含したシステム等への途上国政府関係者等の理解の促進を通じ、開発途上国の社会・経済開発への活用可能性を検討することを目的とします。

これらの取り組みにより、我が国民間企業等と途上国政府関係者等の間に人的ネットワークが形成されること、さらには多くの途上国事業やODA事業にその製品・技術・ノウハウ・システムが活用され、我が国民間企業の海外事業展開が促進されること、そして途上国の人々の生活の質が向上することが期待されます。

第2 募集内容

1. 案件名

2014年度第1回開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業（以下「本事業」と称します。）

2. 参加資格要件等

(1) 参加資格要件

以下の要件を全て満たす者が本事業の企画競争に事業提案者として参加することができます。

ア. 本邦登記法人。なお、会社法上の外国会社、特定非営利活動法人及び自治体は本事業の対象外とします。

イ. 以下のいずれかを満たす者

① 公示日において平成25・26・27年度全省庁統一資格の「A」、「B」、「C」、「D」のいずれかに格付けされた競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格者」という。）

② 当機構の競争参加有資格者（7桁の整理番号を付与されている者）。同資格を有さない場合は、2014年10月2日までに当機構の契約競争資格審査に申請し、合格した者。

（上記①及び②いずれにも当たらない方は下記「第3 選考の流れ 5. 競争参加資格審査」をご参照下さい。）

ウ. 当機構の定める一般契約事務取扱細則第4条の規定に該当しない者であり、当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でない者。

一般契約事務取扱細則：

<http://association.joureikun.jp/jica/act/frame/frame110000077.htm>

(2) その他の要件

ア. 共同企業体による応募を認めます。事業提案者、共同企業体にあつては代表法人が当機構と締結する本事業の実施に係る業務委託契約書において、受託する業務に従事する者（以下「業務従事者」と称する。）として指定される者は、事業提案者又は共同企業体の構成員が雇用する者又は役員であることとします。但し、下記ウ.の外部人材となる業務従事者はこの限りではありません。また、上記雇用する者及び役員には非常勤勤務者を含むこととします。

共同企業体を結成する場合は、代表法人及び構成法人にて共同連帯責任をもって業務実施にあたることを確認の上、共同企業体結成届（様式不問）を作成の上、企画書（正及び写）に添付してください。

なお、共同企業体結成届へは代表法人及び全構成法人の代表者印又は社印を必ず押印してください。

イ. 共同企業体を構成する場合は、その各構成員から必ず1名以上が業務従事者として本事業に参加することとします。共同企業体を構成する法人の数は、最大で5法人までとします。

ウ. 事業提案者、共同企業体にあつてはその構成員、以外の法人に雇用される個人

を、外部人材として業務従事者に含めることを認めます。但し、全外部人材の本事業従事人月数の合計が、全業務従事者数及び全業務従事人月数の合計の二分の一をそれぞれ上回らないこととします。

エ. 業務従事者に外国籍人材の活用を認めます。但し、業務主任者^注については、日本語でのコミュニケーションが行えることを必須とします。

注 提案法人、共同企業体にあつては代表法人、の業務従事者であつて、受託業務の実施を総括する者

オ. 本事業の業務主任者となる者は、事業提案者、共同企業体を構成する場合にあつては代表法人、が常勤で雇用する者又は役員であることとします。

カ. 共同企業体構成員及び外部人材を雇用している法人との再委託契約は認めません。

3. 募集件数

10 件程度

4. 応募勸奨分野

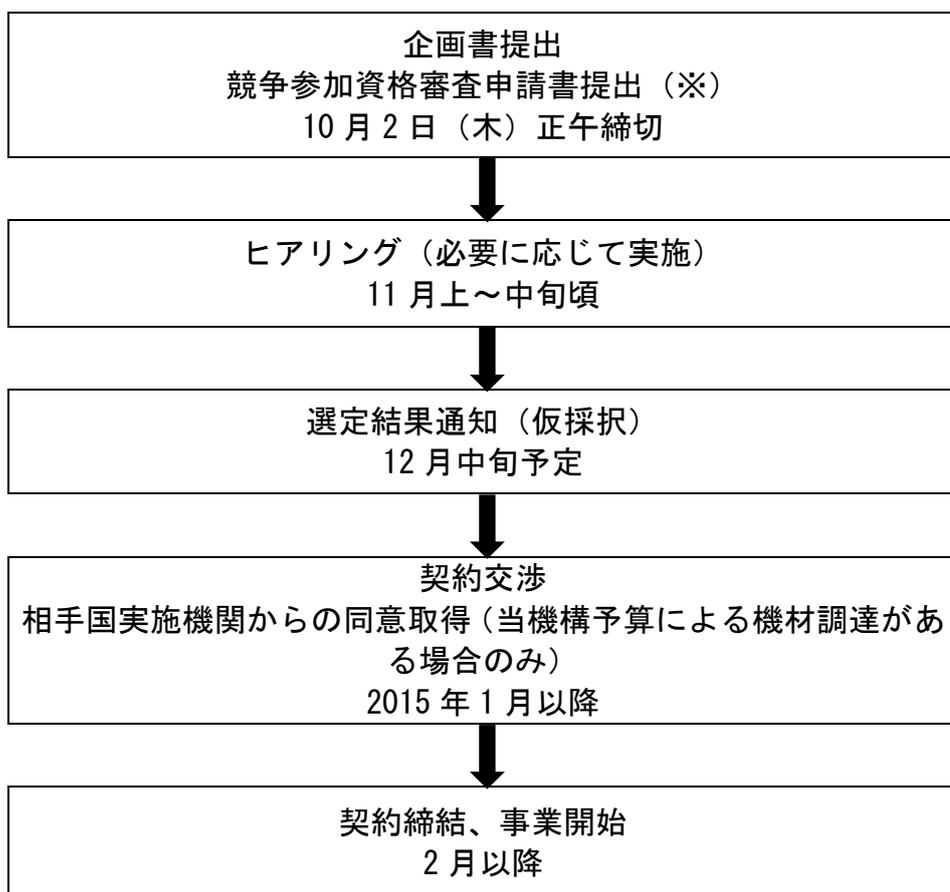
今回の募集では、以下の観点からの積極的な応募を勸奨いたします。

- (1) インフラシステム輸出に資する提案（空港、都市交通、電力、防災等）
- (2) 都市問題の解決に資する提案（廃棄物、上下水、ICT（スマートシティ）等）
※ 都市問題の解決に豊富な経験を有する、我が国地方自治体の経験・ノウハウを活かした提案を推奨
- (3) 我が国の健康・医療サービスの国際展開に資する提案
- (4) 従来開発途上国に無い新たなサービスや制度をイノベティブな方法により提供する提案
※ 自社の技術に加えて、異業種や我が国公的セクターの経験・ノウハウを活かした提案を推奨

第3 選考の流れ

今回の募集においては、企画競争方式により本事業の契約相手先を決定します。

1. 全体スケジュール



※全省庁統一資格審査結果通知書を有していない法人のみ

2. 企画書の提出

- (1) 提出締切日時：2014年10月2日（木）正午必着
 - ・提出受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時（午後0時30分から午後1時30分を除く）です。
 - ・提出締切を過ぎて提出された又は郵送により到着した企画書は、理由の如何を問わず評価の対象となりませんのでご注意ください。
- (2) 提出方法及び提出場所：
提出方法は、弊機構本部への郵送又は持参に限ります。
 - ア 郵送の宛先
〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構 民間連携事業部 連携推進課
民間技術普及促進事業 係

イ 持参の提出場所

〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 1F 総合受付

午前 10 時から午後 5 時（午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分を除く。提出締切日は正午まで。）

なお、ご提出の際は受付にて「民間連携事業部連携推進課」宛とお伝え下さい。

(3) 提出書類

【I. 共通提出資料】

書類	部数	様式
ア. 見積金額内訳書 見積金額内訳明細書	正 1 部、写 1 部	様式 1、2
イ. 書類受領書（注 1）	2 部	様式 3
ウ. 企画競争申込書	1 部	様式 4
エ. 企画書	正 1 部、写 7 部	様式 5、6
オ. 企画書 CD-ROM	2 部	様式 1、2、5、6（注 2）
カ. 財務諸表（注 3）直近 1 年分	1 部	事業提案者所定様式

（注1） 受領書は、提出書類を提出する際に、提出書類の受領と引き換えに当機構が押印した受領書を交付しますので、必要事項をご記入の上、提出書類と併せてご提出ください。

（注2） 下記のとおり CD-ROM（2 枚）に記録して提出してください。

- ・ 様式 1、様式 2、様式 5：エクセル形式
- ・ 様式 6：PDF 形式（紙をスキャンする方法ではなく、電子データを直接 PDF 保存してください）。

（注3） 貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書とします。

【II-1. 当機構の競争参加資格を有している場合】

上記 I ウ. 「企画競争申込書」に当機構発行の「整理番号（7 桁）」を記載願います。なお、2016 年 3 月 31 日まで有効な資格（25 から始まる 7 桁の整理番号）を有していることが必要です。

【II-2. 当機構の競争参加資格を有さないが、全省庁統一資格審査結果通知書を有している場合】

書類	部数	様式
キ. 全省庁統一資格審査結果通知書（写）	1 部	所定
ク. 情報シート	1 部	様式 7

【II-3. 競争参加資格及び全省庁統一資格審査結果通知書を有していない場合】

下記 5. に従い、競争参加資格を申請願います。

【III. 共同企業体を結成する場合】

共同企業体結成届（様式不問）を提出してください。

(4) 企画書の記載事項：企画書の作成にあたっては、様式 6 を参照ください。分量

は様式 6 上の指示を順守頂き、補足資料の添付はご遠慮願います。

(5) その他：企画書等の作成、提出に係る費用について当機構は負担しません。

3. 提出された企画書の扱い

- (1) 事業提案者の企画書等本事業応募書類は返却いたしません。
- (2) 企画書等本事業応募書類に虚偽の記載があった場合は、当該応募を無効とするとともに、当該応募書類を提出した事業提案者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります。
- (3) 企画書等本事業応募書類に含まれる個人情報等は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）」に従い、適切に管理し、取り扱います。

4. 本制度の対象外となる提案

以下(1)～(7)に該当する提案は本事業の対象外となりますのでご留意下さい。

- (1) 日本の製品、技術、ノウハウ、システム等の普及を目的としない案件
- (2) 本邦受入活動及び現地活動の対象者に相手国政府関係者が含まれない案件
- (3) 国際入札のプロセスにおいて、事前資格審査または入札のスケジュールが公表されている案件
- (4) 本事業に係る同一回の公示において、同一の法人ないしは共同企業体から、内容が同一または著しく類似する複数の企画書が提出された案件
- (5) 事業提案者が受託する他機関・団体の事業補助金等と対象地域や内容が重複する案件（但し、事業内容等が客観的に違うことが説明できると JICA が認める場合には、本事業の対象となることがあります。）
- (6) 基礎的な情報収集を行うための調査を目的とする案件
- (7) 事業提案者又は外部人材を雇用する法人が、企画書の提出締切日以降から、契約締結予定日までに資格停止措置を受けた案件

注) 本事業の実施にあたり、①治験（Clinical Trial）および人体に侵襲を加える、あるいはプライバシーを侵害する臨床試験（以下「治験等」という）、②医療行為※については、以下の扱いとします。

① 治験等の扱い

治験等は、JICA事業として実施しない。なお、治験等の実施者（医療従事者等）に対する研修・指導・助言等はJICA事業に含めることができる。

② 医療行為※の扱い

医療行為は、JICA事業として実施しない。

※医療行為の範囲は国の状況により異なります。医療行為であっても、採血、検便、検温、血圧測定等、大きな危険を伴わないものについては、安全性や責務等に関する条件について当機構から事前了解を得た場合には可とします。

5. 競争参加資格審査

上記 2. (3) II-3 の当機構の競争参加資格と全省庁統一資格審査結果通知書のいずれも有していない方は、事前に当機構の競争参加資格の申請をいただく必要があります。なお、競争参加資格審査に合格しなかった場合は、企画書を提出いただいても選定対象となりませんので予めご了承下さい。

※納税証明書（その3の3）にて未納が無い旨確認できましたら、不合格となることはございません。

(1) 提出方法及び提出先

提出方法は郵送のみとします（但し、企画書と併せて持参の場合は除く）。

宛先は下記の通り。

〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 民間連携事業部 連携推進課

「民間技術普及促進事業」係

(2) 締切日：2014年10月2日（木）正午必着

※上記日時を過ぎて到着した申請書類は、理由の如何を問わず審査の対象となりませんのでご注意ください。

(3) 提出書類

書類	部数	様式
ア. 資格審査申請書	1部	様式8
イ. 登記事項証明書（写）（発行日から3か月以内のもの）	1部	所定
ウ. 財務諸表（直近1か年分。法人名、決算期間が記載されていること）	1部	所定
エ. 納税証明書（その3の3）（写）（発行日から3か月以内のもの）	1部	所定

(4) 競争参加資格審査方法

全省庁統一資格審査における地域、資格種類、営業品目、等級及び付与数値の設定に準じて審査します。詳細は、以下のURLに「5. 参考資料」として掲載されている別表1. 審査資格における付与数値を参照下さい。

<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>

(5) 競争参加資格審査結果の通知

資格審査書類が届き次第、順次審査し、メールにて審査結果をお知らせいたします。

(6) 資格審査申請内容に関する照会先

独立行政法人 国際協力機構 調達部 計画・制度課

メールアドレス：prtpd@jica.go.jp

6. 企画書の選定結果（仮採択・不採択）の通知

企画書は、あらかじめ定めた審査基準（その他様式2参照）により審査されます。審査結果（仮採択・不採択）は、適正な企画書の提出があった全事業提案者に対し、12月中旬を目途に、書面にて通知します。

7. 仮採択案件の公表

上記6の通知において、仮採択と通知させて頂いた提案については、追って事業提案者名、案件名、案件概要を、当機構ホームページ上に公表すると共に、メディア等に対する情報発信を行います。この点に同意の上で、本事業の企画書の提出を行っていただきますようお願いいたします。

具体的には、「公共調達適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日付財計第 2017 号)に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)

8. 相手国政府の意向確認

本事業において資機材調達に係る費用を JICA が負担する場合、本事業終了後の資機材の維持管理を適正に相手国政府関係機関（中央政府、地方自治体又は特別な法律によって設立された公社等法人。以下、「相手国実施機関」と称する。）が行うことが求められます。

このため、原則として仮採択以降、契約締結前までに、事業提案者、相手国実施機関、JICA の三者の間で、事業概要、相手国実施機関の負担事項、資機材に係る免税手続きの便宜、本事業終了後の資機材の取扱（維持管理の責任）等について記載した協議議事録（Minutes of Meetings：雛形は「その他様式 4」参照）を取り交わし、本事業実施に係る同意を得るものとします。（ただし、事業提案者が実際に署名するのは現地活動開始時を想定）

なお、事業提案者による相手国実施機関との事前の準備を前提に、同機関との協議並びに協議議事録の取り交わしは JICA が行いますが、必要に応じ、事業提案者の責任者に現地出張を依頼することがあります。

状況により、相手国実施機関との協議並びに上記の協議議事録の取り交わしに長く時間を要する場合がありますのでご留意ください。

また、事業提案者が JICA との契約で資機材調達は行わず、自費で資機材調達を行う場合は、上記の協議議事録の締結は行わず、事業提案者の責任で当該資機材を管理することとします（協議議事録対象外の資機材の譲渡、処分等は事業提案者が自ら責任をもって行うこと、JICA 及び相手国実施機関は資機材により生じた損害賠償の責を一切負わないことを JICA と事業提案者間の業務委託契約書に記載します）。

9. 契約交渉

上記 8. の相手国政府の意向確認と並行して、当機構と事業提案者間で本事業実施に係る業務委託契約の締結に向けた契約交渉を行います。

契約交渉においては、主として以下の(1)～(3)を双方で確認の上合意することとなります。

- (1) 本事業で実施することが提案された活動の内容について、「当該国の開発課題の解決」や「事業提案者がその製品・技術やノウハウ、及びこれらを含むシステム等の普及・活用を図るために当該国で実施を計画しているビジネス（以下「ビジネス」と称する。）の実施可能性」という観点からの見直し、追加等の要否
- (2) 上記提案活動に基づく投入内容の妥当性（具体例としては以下のとおり）
 - ア 本邦受入活動の内容、回数、受入人数
 - イ 現地活動の内容、回数、派遣人数
 - ウ 投入される資機材の内容
 - エ 再委託・現地傭人の内容
 - オ 外部人材の活用内容
- (3) 上記(2)の投入経費の積算の妥当性（具体例としては以下のとおり）
 - ア 本邦受入活動経費
 - イ 現地活動経費

ウ 資機材調達費用を機構が負担する場合の経費

(ア) 資機材の原価又は調達価格

(イ) 資機材の輸送費（通関費用を含む）

エ 再委託・現地傭人に係る経費（資機材の現地据付調整等費用を含む）

オ 外部人材活用費

カ 管理費等

なお、上記（3）については、見積の根拠をご提示いただくことになります。

また、契約交渉中に、対象国や製品・技術等の内容を当初提案から大きく変更することは認められません。

10. お問い合わせ

(1) よくあるご質問と回答を「Q&A（よくあるご質問と回答）」としてまとめておりますので、ご確認ください。

(2) この募集要項に対する質問がある場合は、次に従い質問書（その他様式3）を電子メールにてご提出下さい。

ア. 質問受付期間：公示実施日から2014年9月25日（木）午後5時まで

イ. 担当部署：

独立行政法人国際協力機構

民間連携事業部連携推進課「民間技術普及促進事業」係

メールアドレス：ostpp-contact@jica.go.jp

(3) 質問に対する回答書は、当機構のホームページにて公開します。本事業応募予定者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。

第4 本事業の内容

1. 本事業対象国

当機構の在外事務所等が設置されている ODA 対象国である、下記①～⑥に記載されている国を原則として本事業の対象国とします。ただし、以下(1)～(4)にご留意ください。

- (1) ①～⑥に記載されている国であっても、当機構の安全管理対策上、外務省渡航情報（ <http://www.anzen.mofa.go.jp/> ）において「退避を勧告します。渡航は延期してください」と指定されている国又は同国内地域は本事業実施の対象外となります。
- (2) 外務省渡航情報において「渡航の延期をお勧めします」と指定されている国・地域では、本事業が実施できない場合があります。
- (3) 仮採択後であっても、対象国への ODA の中止等外交政策上の理由から事業が行えなくなる場合もあります点予めご留意願います。
- (4) なお、①～⑥に記載のない国を対象とする事業提案も排除されませんが、事業開始前の相手国政府に対する意向確認や、事業実施段階での提案法人への当機構の支援を円滑に実施する意味で、在外事務所等が設置されている国への応募を原則としています。最終的には、事業提案者のビジネスが対象国にもたらし得る開発効果等も勘案し、提案の採否を決定することとなります。

① アジア地域 21 か国

インド、インドネシア、ウズベキスタン、カンボジア、キルギス、スリランカ、タイ、タジキスタン、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス、中華人民共和国

※アフガニスタンには当機構事務所が設置されておりますが、今回の募集では対象国から除きます。

※インド政府関係者の ODA による海外渡航（本邦受入）には、政府部内の承認手続きに長い時間を要し、本事業を円滑に進められない可能性がありますので、インドを対象とする事業を提案する場合はご留意下さい。

※中華人民共和国にて実施を提案する案件については、我が国の対中 ODA が日中両国が直面する共通の課題であって、我が国国民の生命や安全に直接影響するものといった、限定され、かつ我が国のためにもなる分野に絞り込んで実施されていることを踏まえ、採択の可否を検討することになります。

② 大洋州地域 9 か国

サモア、ソロモン、トンガ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア

③ 中南米地域 21 か国

アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、セントルシア、チリ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホン

ジュラス、メキシコ

④ アフリカ地域 25 か国

ウガンダ、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、セネガル、タンザニア、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、ルワンダ
※ 南スーダンには当機構事務所が設置されておりますが、今回の募集では対象国から除きます。

⑤ 中東地域 7 か国

イラク、イラン、エジプト、チュニジア、パレスチナ、モロッコ、ヨルダン
※ シリア、イエメンには当機構事務所・支所が設置されておりますが、今回の募集では対象国から除きます。エジプトについては、外務省渡航情報（エジプトはアフリカ地域に分類されています）にご注意願います。

⑥ 欧州地域 2 か国

セルビア、トルコ

2. 本事業対象分野

開発途上国の社会・経済開発に資する分野（教育、保健・医療、社会保障、上下水、防災、運輸交通、情報通信技術、資源・エネルギー、民間セクター開発、農業・農村開発、水産、自然環境保全、環境管理、都市・地域開発等）

※ 事業提案者が本事業の実施を提案する国・地域においてどのような開発課題が存在し、かかる課題の解決に本事業終了後に事業提案者が当該国で実施を計画するビジネスがどのように貢献するのか、という視点から企画書を記載いただくことが非常に重要です。各国の開発課題の現状については、以下の情報もご参照下さい。

- ① 外務省国別援助方針（別紙として事業展開計画も掲載あり）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo.html
- ② 事業展開計画
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/jigyou/index.html>
- ③ JICA 各国における取り組み
<http://www.jica.go.jp/regions/index.html>
- ④ 世界銀行 各国情報（英語）
<http://www.worldbank.org/en/country>

3. 本事業の内容

下記（1）、（2）の双方、もしくはいずれか一方から成るものとします。なお、ア、イは例示です。事業提案者が当該国で実施を計画するビジネスの必要性に応じて内容を検討の上、企画書に提案してください。

- (1) 本邦への受入活動
 - ア 我が国の関連制度の講義
 - イ 民間企業等の製品・技術・システム等の運用現場の視察及び技術指導 等
- (2) 開発途上国での現地活動
 - ア 民間企業等の製品・技術・システム等に係るセミナー及び技術指導
 - イ 製品の理解促進を目的とした実証活動 等

なお、上記(1)については、下記の実施フローを想定しています。

(ア) 受入参加者の選定：

① 受入計画書の送付：

本邦受入活動の内容が記載されている受入計画書(Program Information)を事業提案者が英文で作成し、JICAに提出する。受入計画書は、本事業で実施する開発途上国での初回の現地活動を通じて、事業提案者が相手国実施機関等に説明することを原則とする。なお、事業提案者が本邦受入活動実施前に開発途上国現地活動を行わずに、本邦から相手国実施機関へ連絡することにより上記説明を行う等の場合は、必要に応じJICAは事業提案者を支援する。なお、不正競争防止法第18条(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)に抵触するおそれを排除する観点から、事業提案者は相手国側受入活動参加者について個人名又は個人名が特定される方法による指名を行わないこととする。

② 参加申請書等の取付：

事業提案者は、相手国実施機関から受入計画書への同意及び参加候補者リスト等が記載された書面及び本邦受入活動の各参加候補者の参加申請書(Registration Form)を取り付ける。参加候補者の旅券及び本邦入国査証の取得については相手国実施機関が必要な手配を行うことを書面にて確認する¹。受入にかかる諸手続きの期間を勘案し、相手国実施機関からの書面取り付け完了日を、原則として受入活動参加者の来日予定日の2ヵ月前とする。

③ 受入活動参加者の決定：

相手国実施機関が作成した参加候補者リストの中から、事業提案者が本邦受入活動参加者を選定する。右選定に際しJICAは必要に応じ事業提案者に助言することとする。事業提案者は、参加者選定結果を相手国実施機関に通知する。

(イ) 受入手続き：

事業提案者は受入活動日程をJICAに提出し、JICAが内容の妥当性を確認した後、事業提案者は受入活動に係る諸手続き(日程調整、航空券の手配、宿泊先・国内交通の手配等)を実施する。この実施にあたり以下に留意する。

① 本邦入国査証の取得：

参加者の査証取得を相手国実施機関又は事業提案者が手配する。この手

¹ 参加申請書の取付に併せて書面で確認することを原則とする。相手国の同意が困難な場合、査証取付については提案法人が手配することとする。

配が困難である場合は、必要に応じ JICA が申請書類²を作成し、受入活動参加者に手交する。

② 受入活動に係る日程等の情報の確認：

事業提案者は、受入活動の日程、参加者リスト、参加者のフライト・保険付保内容³等に係る情報を参加者来日 2 週間前までに JICA に書面にて提出する。

4. 本事業実施期間

契約締結日から 2 年以内とします（当機構と提案法人が締結する本事業に係る業務委託契約の契約期間と本事業実施期間は同一となります）。

5. 本事業経費

本事業実施に係る業務委託契約は、1 件あたり 2 千万円を契約金額の上限とします。経費の支払対象については、「第 5 本事業費用負担区分」を参照ください。

なお、収入を発生せしめる活動は、業務委託契約の対象となる業務内容から予め除外することとします。

6. 仮採択後及び本事業実施中の提出物

(1) 仮採択後の提出物

業務計画書案（英文）：

仮採択後、業務計画書案（英文）を作成し、当機構に提出します。

(2) 本事業実施中の提出物

ア. 業務計画書（和文）及び業務計画書（英文）：

記載内容：事業の実施計画・体制（和：A4 10-20 頁程度、英：A4 5 頁程度）

提出時期：契約締結後 10 営業日以内

部数：電子データ（メールにて提出）

イ. 月報（和文）：

記載内容：業務従事者の作業実績・計画、事業進捗状況、その他連絡事項（A4 1-2 頁程度）

提出時期：翌月 5 営業日以内

部数：1 部

ウ. 進捗報告書（和文）：

記載内容：事業の進捗報告、達成状況（A4 10 頁程度）

提出時期：各回の現地活動及び本邦受入活動が終了する毎

部数：電子データ（メールにて提出）

エ. 業務完了報告書（案（ドラフト））（和文）：

記載内容：本事業全体の実施結果、達成状況等（A4 30~50 頁程度）

提出時期：業務委託契約期間終了期限の 2 か月前

部数：電子データ（メールにて提出）

オ. 業務完了報告書（最終成果物）（和文）、業務完了報告書要約（英文）：

記載内容：業務完了報告書（案）提出後、当機構等から出されるコメントに基づき

² 外務省ビザ（査証）申請書 URL 参照：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/>

³ 日本の保険会社等が取り扱う労災見合いの海外旅行保険を目安とする。

必要な加除修正を行ったもの。(和：A4 30～50 頁程度)

提出時期：業務委託契約期間終了期限の 1 か月前

部数(注)：業務完了報告書：和 7 部(製本)及び付属データを収納した CD-ROM 2 枚

業務完了報告書要約(英文)：英 7 部(簡易製本)及び付属データを収納した CD-ROM 2 枚

注 業務完了報告書及び業務完了報告書要約は当機構が国費を用いて実施した業務の成果として原則公表の対象となります。下記 7. (3)に記載の公表することが不適当な情報が業務完了報告書に記載される場合は、当該情報を削除した報告書と削除しない報告書の 2 版を作成し、前者については、当機構が検収後直ちに一般に公表し、後者については、事業提案者と協議の上、一定期間(原則として最大 10 年間、或いは公表することが差し支えなくなった時期まで)不開示と致します。右不開示期間が終了する時点で後者の報告書の公表可否について、当機構は事業提案者と協議し、合意の上可否を決定することとします。

従って、業務完了報告書及び業務完了報告書要約に公表することが不適当な情報が記載される場合は、上記部数は、公表版と不開示版それぞれに適用されることとなりますのでご注意ください。

7. 本事業実施上の条件

事業実施に際しては、以下の諸条件について対応いただきます。

(1) 環境社会配慮ガイドライン

本事業の実施に当たっては、環境社会配慮ガイドラインの適用の対象となります。提案案件が仮採択になった場合、環境や地域社会に与える影響の規模や重大性等に応じて「環境カテゴリー」のうちいずれに属するかが決定されます。カテゴリー A 及び B 案件については、同ガイドラインの規定に基づき、情報公開の実施、外部有識者による助言委員会の実施等の対象になるため、本事業の実施を受託する事業提案者は契約書の規定に基づき、環境社会配慮ガイドラインの規定に対応することが必要となります。

ガイドラインの詳細については、「新 JICA の環境社会配慮ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline01.pdf>)をご参照ください。

(2) 安全対策上の留意点

当機構は契約書の「安全対策措置等」の条項に基づき、現地の日本国大使館、相手国政府等と緊密に連携の上、事業提案者に対して各在外事務所が定める「安全マニュアル」の周知等を行い、安全確保に努めます。

また、本事業の実施にあたり、事業提案者はその業務従事者に海外旅行傷害保険等適切な保険を付保されることを推奨します。

(3) 最終成果物の公開

最終成果物は公表を原則とします。但し、事業提案者の経営情報、知的財産情報の他、公表されていない情報について、事業提案者が本事業終了後、ビジネスを自ら展

開する前の段階で公表されることが事業提案者のビジネス展開を阻害する場合や、法に定める個人情報等が最終成果物に記載されている場合は、事業提案者と協議の上、法令及び JICA 法人文書管理規程に基づき、当該情報に該当する部分を削除ないしは一定期間非開示とする等の措置を講ずることとします。なお、上記に関わらず法令の規定により不開示とした情報を開示することがあります。

(4) 提案者の不正行為防止について

不正競争防止法では、OECD（経済協力開発機構）の「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」を国内的に実施するために、外国公務員贈賄に係る罰則を定めています。このため、事業提案者は特に以下の点に留意願います。

- ① 事業提案者による受入活動参加者に対する高額の物品や、日当・宿泊費としては過大な金銭の提供或いは著しく華美な接待等が行われないこと。
- ② 本事業の実施における開発途上国政府関係者への対応に際しては、不正競争防止法第18条⁴（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に抵触しないよう留意すること。同様に、上記政府関係者の我が国入国査証資格に関する出入国管理及び難民認定法等、本事業受入活動参加者の本邦滞在に関し適用される法令・規則についても十分理解し、違反しないように留意すること。

(5) JICA の役割

事業の準備及び実施に際しては、事業実施国政府関係機関等へのアポイント取り付けや事業の説明、機材の調達や輸送手続き等は事業提案者（及び外部人材）が主体的に実施する点留意願います。JICA 及び JICA 事務所は、事業実施のモニタリング、実施方法に係る助言、必要に応じて適切なアポイント先の紹介、通関手続きや関連事業の情報提供等の側面支援を行います。

⁴ 不正競争防止法第 18 条の運用については、経済産業省から外国公務員贈賄防止指針を含む詳しい解説及び注意事項を参照（http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/index.html）

第5 本事業費用負担区分

当機構と事業提案者の費用負担区分及び各費目の解説は下記の通りです。本事業の契約経費の支払いについては、前金払または部分払、もしくはその双方に基づく支払いが可能です。

なお、本事業は、提案法人と当機構との業務委託契約に基づき実施するものであり、提案法人が業務委託契約書上で規定した一連の業務を履行し、当機構はその対価として提案法人に対して契約金額を支払う形を取ります。つまり、提案法人が自ら行う事業に要した経費の一部を国や公共団体が補助する補助金制度とは、性格が異なることにご留意下さい。

費用見積及び支払方法等の詳細については、経理処理ガイドラインを参照ください。企画書提出時の見積額が、契約金額の上限となります。

費用項目		JICA負担	事業提案者負担
I. 人件費			
1. 直接人件費	事業提案者		●
	外部人材	●	
2. その他原価		●	
3. 一般管理費等		●	
II. 直接経費			
1. 機材購入・輸送費		●	
2. 旅費			
1) 航空賃		●	
2) 日当・宿泊費、内国旅費等		●	
3. 現地活動費			
1) 車両関係費		●	
2) 現地傭人費		●	
3) 現地交通費		●	
4) 現地再委託費		●	
5) 上記以外			●
4. 本邦受入活動費			
1) 航空賃		●	
2) 本邦受入活動業務費		●	
3) 上記以外			●
III. 管理費		●	
IV. 上記 I. ~ III. 以外			●

※ 契約における各種基準額（直接人件費基準月額（上限）、日当・宿泊料基準額（上限）内国旅費（上限）等）や、業務従事者（全業務従事者）の格付け等に係る年数等算出の起算日は本公示日とします。

① 直接人件費

本事業を通じ、相手国実施機関関係者等及び同国事業関係者の我が国民間企業等の事業への理解が深まり、事業提案者の将来的な海外事業（ビジネス）の展開が促進されることが期待されます。本事業はこのような特性を有することから、

直接人件費は、受託する事業提案者の負担とします。

但し、本事業実施に際し、いわゆる開発コンサルタントや外部の技術者、普及対象商材に関する技術や製造・販売・運用に係る規制・制度等を専門とする大学教官等識者、通訳、現地事情に通じたNPO関係者等の人材を活用することが必要となる場合は、人件費、その他原価及び一般管理費等を契約金額上限の範囲内で計上できます。

また、外部人材の居住国から本邦又は本事業実施対象国までの往復航空賃、日当・宿泊料等の必要な直接経費については、上記表の項番「Ⅱ. 2. 旅費」において、契約金額上限の範囲内で計上できます。

② 機材購入・輸送費

開発途上国現地活動で使用する資機材の製造、購入費及び輸送費用を契約金額上限の範囲内で計上することができます。資機材を調達する場合の資機材購入費用は「原価」にて計上することとします。

なお、業務委託契約に基づき、調達費用を機構が負担する資機材の所有権はJICAに属し、事業の実施中は、当該資機材を委託先に貸与することとなります。本事業実施後は、相手国実施機関に譲与することを原則とします。

JICAは相手国実施機関と対象国で資機材を引き取る際に免税措置について協議を行い、免税措置が困難となった資機材については、必要な関税額を契約金額上限の範囲内で計上可能とし、この結果を協議議事録に記載します。

③ 旅費（航空賃、日当・宿泊費、内国旅費）

開発途上国現地活動の実施に際し、事業提案者及び外部人材の人員を本邦から派遣する際に発生する旅費については、JICAの規定に基づき契約金額上限の範囲内で計上できます。

④ 現地活動費

開発途上国での現地活動（現地セミナーや技術指導等）に必要な経費のうち、車両関係費、現地傭人費、現地交通費及び現地再委託費については、JICAの規定に基づき、契約金額上限の範囲内で計上できます。

⑤ 本邦受入活動費

本邦受入活動において事業提案者が相手国実施機関関係者等に普及促進活動（製品・技術、（インフラ）システムが製造・導入・運用されている現場の視察、導入・保守運用技術説明・指導、製造・販売・運用に係る法規制・関連制度等の講義等）を行う場合、本邦受入活動の参加者の本邦往復航空賃及び本邦受入活動に係る業務費をJICAの規定に基づき契約金額上限の範囲内で計上できます。

⑥ 管理費

上記表の項番「Ⅱ. 直接経費」から、「Ⅱ. 4. 本邦受入活動費」を除いた合計に経費率を乗じて得た額を、契約金額上限の範囲内で「Ⅲ. 管理費」として計上できます。

(別添資料)

経理処理ガイドライン

様式 1. 見積金額内訳書

様式 2. 見積金額内訳明細書

様式 3. 書類受領書

様式 4. 企画競争申込書

様式 5. 提案者情報

様式 6. 企画書

様式 7. 情報シート（全省庁統一資格審査結果通知書を有している場合）

様式 8. 資格審査申請書（全省庁統一資格審査結果通知書を有していない場合）

その他様式 1. 契約書（案）（附属書 I～IV 含む）

その他様式 2. 審査基準

その他様式 3. 質問書

その他様式 4. 協議議事録雛形

Q&A（よくあるご質問と回答）